

○ 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>2 （略）</p> <p>（運賃及び料金） 第五条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。</p> | <p>2 （略）</p> <p>（運賃及び料金） 第五条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け実施しているものによります。</p> |